

第４回 資源としての河川利用の高度化に関する検討会

議事要旨

日 時：平成 27 年 12 月 3 日（木）15:00～17:00

場 所：国土交通省水管理・国土保全局 A 会議室

出席委員：小幡座長、安登委員、奥田委員、三浦委員

ゲストスピーカー：富山国際大学現代社会学部教授 上坂博亨

日本工営株式会社エネルギーソリューション部

課長 鷹尾伏亮

議事要旨

事務局から「慣行水利権について」、「慣行水利権に係る従属発電」について説明の後、ゲストスピーカーから「宇奈月温泉における慣行水利権に係る従属発電について」、「日本工営の再生可能エネルギーへの取り組み～寺山ダム E S C O 事業の紹介～」について説明。

主な意見は以下のとおり。

- 事業者が慣行水利に従属を検討するにあたり、誰がその慣行水利の主体であるかはっきりしないケースがあるのではないか。

- 慣行水利の届出について、水利使用者が届出手続きの存在を知らない可能性がある。また、その必要性を知った時に、河川管理者に知られるとよくないのではないかという心理から、そのままにしようという方向に行きがちになる。

- 慣行水利の届出手続きを一般市民が行うのはハードルが高く、行政の窓口も分かりにくい。また、必要となる流量調査は技術的なハードルになる可能性がある。

- 慣行水利の届出義務の周知が終わらないうちに届出期間の２年間が経過してしまい、届出を行う時期を逸してしまったのではないか。もう一度呼びかけてもよい。

- 事業者が事業地点を検討するためのデータ公開や、行政が行う事業を出来るだけ民間事業者に開放するなどの行政支援は水力発電事業の普及には有効。

- 資源としての河川利用の高度化のため、色々な事例があるということを広く紹介して社会に普及させることが重要。